

多様な手当・医療費助成で お子さんの健やかな成長を支援

次代を担う子どもや子育て世帯を支援するため、さまざまな手当や医療費助成を行っています。各種手当・医療費助成は、子どもの年齢や状況、世帯の状況に応じて、複数に当てはまる場合があります。

また、区民の皆さんの子育てを応援していくために、区独自で誕生準備手当や次世代育成手当の支給を行っています。

☎①～⑩子育て推進課手当・医療係 ☎03-5211-4230、⑪児童・家庭支援センター発達支援係 ☎03-5296-9281

手当を受給中の方へ

児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給中の方は、6月に現況届の提出が必要です。6月上旬までにご案内しますので、必ず提出してください。



種類		支給対象	手当または助成額	申請時期	所得制限
手 当	①誕生準備手当 (区独自制度)	妊娠19週を経過した日以降(妊娠第20週から)の方	1回の妊娠につき 4万5,000円	妊娠19週を経過した日以降(第20週から)、出生した子どもの1歳の誕生日の前日まで	なし
	②次世代育成手当 (区独自制度)	18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童のうち、児童手当(国制度)の支給対象となっていない児童	1人につき 月額5,000円	子どもが誕生または転入した時から15日以内 ※公務員の場合は、子どもが支給対象に当てはまる時 ※区から児童手当を5月31日まで受給する場合は申請不要 ※子どもが15歳になった年度の3月分まで区から児童手当を受給されていた場合は申請不要	
	③児童手当 (国制度)	0歳～15歳に達した日以降最初の3月31日までの児童	所得制限未満の方 ・3歳未満＝月額1万5,000円 ・3歳～小学生＝第1子・2子は月額1万円／第3子以降は月額1万5,000円 ・中学生＝月額1万円 所得制限以上の方 一律月額5,000円 所得上限額以上の方 支給対象外	子どもが誕生または転入した時から15日以内 ※公務員の場合は、勤務先に申請	あり
	④育成手当	父子・母子家庭(父または母が死亡、生死不明、離婚など)や、父または母に重度の障害がある家庭などの児童のうち、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童	児童1人につき 月額1万3,500円	新たに対象となると思われる方は要問合せ	
	⑤障害手当	20歳未満で次のいずれかの障害がある児童 ・愛の手帳1～3度程度 ・身体障害者手帳1・2級程度 ・脳性まひ、進行性筋萎縮症	児童1人につき 月額1万5,500円		
	⑥児童扶養手当	父子・母子家庭や、父または母に重度の障害がある18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)	児童1人の場合の支給額(月額) 所得に応じて1万740円～4万5,500円 第2子＝1に5,380円～1万750円加算 第3子以降＝2に加え、第3子以降の1人につき3,230円～6,450円加算 ※4月改定		
	⑦特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかの障害(身体・知的・精神)がある児童 ・愛の手帳1～3度程度 ・身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害については一部4級を含む) ※手帳の交付を受けていなくても、同程度の疾病または障害のある方は診断書添付により対象となる場合あり ※複数の障害がある場合は、個々の障害が軽度な場合でも当てはまる場合あり	児童1人につき月額 1級5万5,350円 2級3万6,860円 ※障害の程度に応じて、1級か2級かを決定 ※4月改定		
医 療 費 助 成	⑧乳幼児医療費助成	小学校就学前の乳幼児		子どもが誕生または転入した時	なし
	⑨義務教育就学期医療費助成	義務教育就学期にある児童(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)	健康保険診療分の自己負担分を助成 ※保険対象外の診療と入院時の食事療養標準負担額は助成の対象外	子どもが転入した時	
	⑩高校生等医療費助成	高校生相当年齢の児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)			
	⑪ひとり親家庭など医療費助成	父子・母子家庭(父または母が死亡、生死不明、離婚など)や、父または母に重度の障害がある家庭などの児童のうち、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)とその父または母	健康保険診療分の自己負担分を助成 ※入院の場合は、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は助成の対象外 ※所得に応じて自己負担あり	新たに対象となると思われる方は要問合せ	あり
	⑫発達障害などの療育経費助成 (区独自制度)	心身に障害や発達の課題のある児童のうち0歳から18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童	負担した経費の2/3を助成(1万円が限度／令和6年3月分までは1/2) ※相談・療育機関での相談・療育にかかる経費の一部を助成。詳細は問合せ先へ	6月・10月・2月	なし